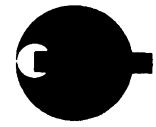


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

（告）	○准看護師試験の実施（医務課）	三
○身障者関係医師の指定（障害福祉課）	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）	四
○奈良県青少年の健全育成に関する条例に基づく青少年に有害な図書類の指定（青少年課）	○開発行為に関する工事の完了（建築課）	四
○土地改良区の定款の変更認可（耕地課）	○政治資金規正法に基づき届出のあった政治団体の名称等	四
○県営土地改良事業計画書の写しの縦覧（耕地課）	○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動	五
○土地改良事業の施行同意（耕地課）	○政治資金規正法に基づき解散の届出のあった政治団体の名称等	五
○土地改良事業の工事完了届（耕地課）	○政治資金規正法に基づき指定の届出のあった資金管理団体の名称等	六
○道路の供用開始（道路維持課）	○監査委員公告	二
○都市計画の案の縦覧（都市計画課）	○監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知に係る事項の公表	三
○右同	（雑報）	三
○奈良県収入証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出（会計局会計課）	○道路整備特別措置法に基づく道路の改築工事の実施	三
	○一般競争入札の実施	七
（公）		
（正）	（誤）	

告示

○平成十九年十月十九日付け奈良県公報第九百十五号正誤表

○平成十九年十月三十日付け奈良県公報第九百十八号正誤表

奈良県告示第百八十一号

身障者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成十九年十一月十六日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
松下 直史	医療法人社団松下会東生駒病院	生駒市辻町四番一	リハビリテーション科（音声、言語機能障害、そしゃく機能障害）	平成十九年九月二十日
杉江 美穂	奈良県総合リハビリテーションセンター	磯城郡田原本町大字多七三番地	神経内科（音声、言語機能障害、そしゃく機能障害）	平成十九年九月二十日

金澤 成典	社会福祉法人恩賜財団済生会御所病院	御所市大字二室二	耳鼻咽喉科・聴覚機能障害・平衡機能障害・音声、言語機能障害、そしゃく機能障害	平成十九年九月二十日
渡邊 雅俊	医療法人社団高清水会高井病院	天理市蔵之庄町四六一二	内科（呼吸器機能障害）	平成十九年九月二十五日
吉村 玄浩	財団法人天理よろづ相談所病院	天理市三高町二〇番地	腹部一般外科（肢体不自由）	平成十九年十月十九日
長谷川 傑	財団法人天理よろづ相談所病院	天理市三高町二〇番地	腹部一般外科（肢体不自由）	平成十九年十月十九日
大田 信介	医療法人社団松下会東生駒病院	生駒市辻町四番一	脳神経外科（肢体不自由）	平成十九年十月十九日

奈良県告示第百八十一号

奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十二年十一月奈良県条例第十二号）第二十一条第一項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定する。

平成十九年十一月十六日

奈良県知事 荒井正吾

指定番号	図書類の種類	図書類の名称	発行年月日	発行所等	指定理由
三十八	コミック	恋愛白書バス	平成十九年	宙（おお）	青少年の性的感

奈良県告示第百八十三号

四十三	コミック	Boys LOVE 1 2月号	平成十九年 十二月一日	株式会社 マガジン ・マガジ ン	情を刺激し、青 少年の粗暴性若 しくは残虐性を 助長し、又は青 少年の犯罪を誘 発し、その健全 な育成を阻害す るおそれがある。
四十二	コミック	快感♡目心体 験 ヒミツの 恋 SPEC IAL	平成十九年 十二月一日	笠倉出版 社	
四十一	CD-ROM 付雑誌	最新ファイル ダウンロード サイト100 OEX	平成十九年 十二月七日	株式会社 ダイアブ レス	
四十	コミック	BAMBOO COMIC S 事務所を クビにされた 芸能人	平成十九年 十一月十九 日	株式会社 竹書房	
三十九	コミック	恋愛チェリー ピンク 11 月号	平成十九年 十一月十五 日	秋田書店	

奈良県告示第百八十六号

協議者	事 業 名	地 区 名	奈良県知事 荒井正吾
榎原市長 安曾田 豊	水と農地活用促進事業(用排水路)	膳夫地区	

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十條第二項の規定により、平成十九年十一月十六日加守土地改良区の定款の変更を認可した。
平成十九年十一月十六日 奈良県知事 荒井正吾

奈良県告示第百八十四号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七條第一項の規定に基づき、農営土地改良事業(ため池整備事業・双又池地区)計画を定めたので、同条第五項の規定により、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
平成十九年十一月十六日 奈良県知事 荒井正吾

一 縦覧期間
平成十九年十一月十九日から同年十二月十日まで

二 縦覧場所
五條市役所

奈良県告示第百八十五号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六條の二第五項において準用する同法第十條第一項の規定により、平成十九年十一月七日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。
平成十九年十一月十六日 奈良県知事 荒井正吾

四 供用開始年月日

1	奈良市二条大路一丁目六五七番四から 奈良市二条大路一丁目六一八番五まで	備 考	
---	--	-----	--

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百三條の二第一項の規定により、次のとおり高取町営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。
平成十九年十一月十六日 奈良県知事 荒井正吾

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
高取町長 筒井 良盛	土地改良総合 整備事業	平成十九年十二月 十七日	佐田地 区	平成二十年度 から平成十 三年度まで	平成十九年 九月五日

奈良県告示第百八十七号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。
平成十九年十一月十六日 奈良県知事 荒井正吾

一 道路の種類 主要地方道
二 路線名 奈良生駒線
三 道路の区域

平成十九年十一月二十六日

奈良県告示第百八十八号

大和都市計画道路を更正するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 更正に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画道路三・三・三郡山斑鳩主寺線

二 更正に係る都市計画を定める土地の区域

大和郡山市横田町

三 都市計画案の縦覧場所

奈良県土木部都市計画課及び大和郡山市まちづくり推進部都市計画課

四 縦覧期間

平成十九年十一月十六日から同月三十日まで

五 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文章一通を知事あてとし、奈良県土木部都市計画課に平成十九年十一月三十日までに必着するよう提出すること。

奈良県告示第百八十九号

大和都市計画道路を更正するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 更正に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画道路三・五・三〇郡山天理線

二 更正に係る都市計画を定める土地の区域

大和郡山市横田町

三 都市計画案の縦覧場所

奈良県土木部都市計画課及び大和郡山市まちづくり推進部都市計画課

四 縦覧期間

平成十九年十一月十六日から同月三十日まで

五 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文章一通を知事あてとし、奈良県土木部都市計画課に平成十九年十一月三十日までに必着するよう提出すること。

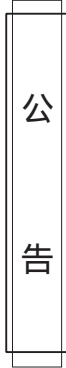
奈良県告示第百九十九号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第七条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成十九年十一月十六日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所	所在地	名称	廃止年月日
吉野郡大淀町下刈一	大阪府中央区森ノ宮中	近畿労働金庫	平成十九年十二月一日
〇〇〇 近畿労働金庫 吉野出張所	央一〇一〇一四		



保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第百三十三号）以下「法」という。（第十八条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施します。）

平成十九年十一月十六日

奈良県知事 荒井正吾

試験方法、試験日時及び試験場所

試験方法	試験日時	試験場所
筆記	平成二十年二月十六日（土）午後二時三十分から午後四時まで	奈良市船橋町一〇 奈良県立大学

二 受験資格

法第二十一条の規定に該当する者

三 試験科目

- 人体の仕組みと働き
- 食生活と栄養
- 薬物と看護
- 疾病の成り立ち
- 感染と予防
- 看護と倫理
- 患者の心理
- 保健医療福祉の仕組み
- 看護と法律
- 基礎看護
- 成人看護
- 老年看護
- 母子看護
- 精神看護

四 受験願書の提出期間

平成二十年一月十日及び同月十二日（受験願書を郵送する場合は、一月十一日の消印のあるものまで有効とします。）

五 受験願書の提出先

（受験願書の提出先）

奈良市登大路町三〇番地
奈良県福祉部健康安全局医務課

六 提出書類

- 1 受験願書
- 2 修業証明書又は卒業証明書（出願の際提出できない者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出し、修業又は卒業後直ちに修業証明書又は卒業証書を提出してください。）
- 3 写真（出願前六以内に撮影した脱帽正面上半身像（縦六センチメートル、横四センチメートル）で裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、願書の所定欄にはり付けてください。）

七 受験料

六、九〇〇円（奈良県収入証紙を受験願書にはり付け、消印しないでください。）

八 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号及び受験者心得を記載した受験票を交付します。

九 合格者の発表

平成二十年三月十四日（金）に奈良県庁前の掲示場に合格者の受験番号を掲示します。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十九年十一月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成十九年十月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人KID'S IN A

三 代表者の氏名

杉村 泰宏

四 主たる事務所の所在地

奈良市北登美ヶ丘五丁目八番一七号

五 定款に記載された目的

この法人は、大人から子供まで幅広い年齢層を対象に、地域にある「人」という資産を活用することで、教育というインプットから地域の活性化というアウトプットまでを事業として行い、目に見えない『地域の絆』の再構築とその結果による誇れる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十九年十一月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十九年七月二十六日第八〇一七五号

平成十九年十月三日第八〇一七五一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十一月九日第六八二三号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十一月九日第四二六四号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市鎌田二〇五番地ノ一、二〇五番地ノ二及び二〇五番地ノ四の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市北原町三丁目一番三番三号

株式会社アーネストワン 代表取締役 西河洋一

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市鎌田二〇五番地ノ一の一部、二〇五番地ノ二及び二〇五番地ノ四の一部

部

下水道 香芝市鎌田二〇五番地ノ一及び二〇五番地ノ二の各一部

一 許可番号

平成十九年八月二十一日第八〇一八六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十一月七日第六八二二号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市旭ヶ丘四丁目二番地ノ六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市旭ヶ丘四丁目二番地ノ一

香芝・旭ヶ丘ニュータウン自治会 会長 田中康二

一 許可番号

平成十九年十月十日第八〇一二三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十一月九日第六八二四号

三 開発区域に含まれる地域

磯城郡田原本町大字宮古三五五番地ノ三及び三五五番地ノ四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町大字宮古二二番地

有限会社メジロ薬局 代表取締役 岩井克之

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六十条第一項の規定による設立の届出のあった政治団体の名称等を、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十九年十一月十六日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

（その他の政治団体）

団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
平成十九年十一月十六日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
今西禎志郎後援会	今西禎志郎	平成十九年十月十二日
大和高田市まつい正剛後援会	吉田誠克	平成十九年十月二十六日

奈良県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成十九年十一月十六日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

公職の候補者	資金管理団体
届出者の氏名	政治団体の主たる事務所の代表者の氏名
公職の種類	代表者の氏名
氏名	届出年月日
窪和子	平成十九年十月
平群町議会議員	窪和子
政治団体の名称	代表者の氏名
窪和子後援会	窪和子
主たる事務所の所在地	代表者の氏名
生駒郡平群町春日丘二一七一	窪和子
代表者の氏名	届出年月日
窪和子	平成十九年十月
届出年月日	届出年月日
平成十九年十月	平成十九年十月

子	議員	後援会	緑ヶ丘一三一	子	三日
中沢宏之	河合町議会議員	中沢宏之後援会	北葛城郡河合町川合五七一	中沢宏之	平成十九年十月四日
山中益敏	奈良市議会議員	山中益敏後援会	奈良市東九条町二〇二六一	山中益敏	平成十九年十月十一日
友田順子	大和高田市議会議員	友田順子後援会	大和高田市田井一〇六	友田順子	平成十九年十月十五日

監査委員公告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、奈良県知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。
平成19年11月16日

- 奈良県監査委員 谷川 正嗣
- 奈良県監査委員 南田 昭典
- 奈良県監査委員 藤井 守
- 奈良県監査委員 岩田 国夫

大和川水系ダム建設事務所

監査の結果

(1) かい長への事務の委任の範囲を超えた契約について

(注意事項)

契約規則に定めるかい長に対する事務委任の範囲を超えて契約が行われていた。
今後は、契約規則を遵守し、適正に処理すべきである。

(2) 支出科目について

(注意事項)

予算執行において、不適正な支出科目による支出が認められた。
今後は、適正な支出科目で支出すべきである。

措置の内容

(1) かい長への事務の委任の範囲を超えた契約について

今後はこのようなことのないよう、関係法令(県公計規則、県契約規則)を遵守し、契約業務の遂行に努める。

(2) 支出科目について

不適正な支出科目の誤りについては、平成18年度決算時において適正な処理を行った。

今後は公計規則に基づき適正な科目での執行に努める。

措置結果通知日 平成19年10月17日

雑報

奈良県道路公社公告第一号

道路整備特別措置法(昭和二十二年法律第七号)第十一条第一項の許可を受けた道路の改築に関する工事を次のとおり実施します。同法第十二条第一項の規定により公告します。
平成十九年十一月十六日

奈良県道路公社 理事長 増井 勲

一路線名

一般国道三百八号(第二阪奈有料道路)

二 工事の区間

大阪府東大阪市西石切町から奈良市宝来町まで

三 工事の種類

改築

四 工事開始の日

平成十九年十一月十六日

奈良県道路公社公告第二号

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行いますので、奈良県道路公社定款第五条の規定により次のとおり公告します。

なお、この工事は、予定価格の事前公表を行う電気通信工事です。
平成十九年十一月十六日

奈良県道路公社 理事長 増井 勲

第一 競争入札に付する事項

- 一 工事番号 第十九A一三二一号
- 二 工事名 第二阪奈有料道路料金収受設備改良工事(電気通信)
- 三 工事場所 第二阪奈有料道路小瀬料金所 壹分料金所その他関連する場所
- 四 工事概要 この工事は、第二阪奈有料道路に料金収受設備改良(自動料金収受システム)工事を行うものです。

- E.T.C設備工事
- 小瀬料金所 六箇所
- 壹分料金所 四箇所
- 一般料金収受機更新 十四箇所

- 四 工事期間 約十四箇月間
 - 五 予定価格 平成十九年十二月二十五日(火)に予定価格を公表します。
 - 六 入札方法 郵便による入札
 - 七 入札参加形態 単体による参加
 - 八 落札者の決定方法 低入札価格調制度を採用
- 第二 競争入札に参加する者に必要な資格
- 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち電気通信工事業の資格を有する建設業者であつて、次に掲げる条件をすべて満たしたものが、この入札に参加することが出来ます。
- 一 建設業法(昭和二十四年法律第百七)第十五条の規定による電気通信工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。
 - 二 事業所の所在地に関する条件
- 大阪府又は奈良県に営業所又は事業所を有していること。

三 設計業務の受託者との関連に関する条件

次に掲げるこの入札に設計業務の受託者(資本又は人事面において関連がある者でないこと)。

名称 パシフィックコンサルタンツ株式会社

所在地 東京都多摩市関戸一丁目七番五号

四 次の条件をすべて満たす技術者をこの工事に配置できること。

1 次のいずれかの資格を有する者であること。

- (一) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。)に合格した者
- (二) 電気通信工事に關し、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校(旧中学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。以下同じ。)、若しくは中等教育学校を卒業した後五年以上又は同法による大学(旧大学令(大正七年勅令第三十八号)による大学を含む。以下同じ。)、若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十号)による専門学校を含む。以下同じ。)、を卒業した後三年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に電気工学又は電気通信工学に関する学科を修め、かつ、請負代金額が四千五百万円以上である元請工事において二年以上指導監督的な実務経験を有するもの
- 2 過去十年以内に竣工した電気通信工事の従事経験を有する者であること。
- 3 入札の申込みのあった日以前に三箇月以上の雇用関係にある者であること。
- 4 監理技術者にあつては「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証明書」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
- 5 その他 入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第三 入札手続等

入札手続等	期間等	場所等
入札説明書の交付	平成十九年十一月十六日(金)から同月二十六日(月)までの午前九時から午後五時まで(正)	奈良市大森町五七番二二 奈良総合庁舎内 奈良県道路公社総務課

競争入札参加資格確認申請書提出	平成十九年十一月二十六日(金)及び同月二十七日(火)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)	〒630-1823 奈良市大森町五七番二二(奈良県道路公社理事長「奈良総合庁舎」)あて
設計図書等の閲覧及び貸与	平成十九年十一月二十五日(火)から平成二十年一月十二日(金)までの午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)	〒630-1823 奈良市大森町五七番二二(奈良県道路公社理事長「奈良総合庁舎」)あて
設計図書等に関する質問の提出	平成二十年一月十六日(水)午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)	〒630-1823 奈良市大森町五七番二二(奈良県道路公社理事長「奈良総合庁舎」)あて
質問の回答の閲覧	平成二十年一月二十三日(水)午後一時三十分から午後四時三十分まで	〒630-1823 奈良市大森町五七番二二(奈良県道路公社理事長「奈良総合庁舎」)あて
入札書交付締切	平成二十年一月二十八日(月)午後五時まで(期限までに到達したもののみ有効。書留郵便に限る。)	〒630-1823 奈良市大森町五七番二二(奈良県道路公社理事長「奈良総合庁舎」)あて

*「親展」と朱書してください。

開札	平成二十年一月二十九日(火) 午前十時	奈良市大森町五七番二二 奈良総合庁舎内 五階会議室
	入札書と見積根拠資料を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をすること。	

備考 右記の期間等は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日及び平成十九年十二月二十九日から平成二十年一月三日までを除きます。

第四 競争入札参加資格の確認

入札参加者は、入札説明書に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

第五 その他

- 一 入札執行回数
入札執行回数は、一回とします。
- 二 入札保証金及び契約保証金
入札保証金は免除します。
- 三 入札の無効
契約保証金は、奈良県道路公社会計規程第七十二条第二項により準用する奈良県契約規則（昭和二十九年五月規則第十四号）第十九条に定めるところによります。
- 四 入札の不締結
第二に定める競争入札に参加する資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。
- 五 手続における交渉の有無
無

六 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と隨意契約により締結する予定の有無
無

七 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等
〒六三〇一八一三 奈良市大森町五七番二二 奈良総合庁舎内
奈良県道路公社総務課総務調整係
TEL 〇七四二一三二一〇四六〇

八 関連情報を入力する照会窓口
七に同じ。

九 その他
詳細は、入札説明書によります。

正 誤

平成十九年十月十九日付け奈良県公報第九百十五号正誤表

六	中	十二	誤	正
			政治団体の名称の欄中「松尾高英」は「松尾高英後援会」の誤り。	

平成十九年十月三十日付け奈良県公報第九百十八号正誤
二ページ中段六行目と七行目の間に次のように加える。